

フランスの濫用条項規制における一般法と特別法の「抵触」

OHSAWA, Aya / 大澤, 彩

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

121

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

214(153)

(終了ページ / End Page)

189(178)

(発行年 / Year)

2023-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031303>

フランスの濫用条項規制における 一般法と特別法の「抵触」

大 澤 彩

1 はじめに

フランスでは、「契約法、債務一般及び証明法の改正に関する2016年2月10日のオルドナンス第2016-131号」(以下、「2016年オルドナンス」とする)⁽¹⁾、および、このオルドナンスを追認する2018年4月20日の法律第2018-287号(以下、「2018年法」とする)⁽²⁾により、民法典に「附合契約」の定義(民法典1110条2項)⁽³⁾、および、附合契約を適用対象とした濫用条項規制が設けられた。すでに消費者契約を対象とする消費法典の濫用条項規制(消費法典L.212-1条)、および、事業者間契約を対象とする商法典の濫用条項規制(商法典L.442-1条I第2号。2019年4月24日のオルドナンス第2000-359号による改正前の同法典L.442-6条I第2号)が存在していたフランスで、民法典においても「弱者保護」が求められるという考え方に基づいて、すべての属性の人を

(1) Ordonnance n°2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations (JO 11 février 2016).

(2) Loi n°2018-287 du 20 avril 2018 ratifiant l'ordonnance n°2016-131 du 10 février 2016 (JO 21 avr. 2018).

(3) 「附合契約とは、交渉不可能で、あらかじめ当事者の一方によって確定された条項の総体を含む契約である」(民法典1110条2項)。本条の民法典への導入に向けた立法過程と学説の評価については、すでに拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念—契約内容形成における『一方性』」法学志林116巻2・3号(2019年)362頁以下で論じた。

対象とする濫用条項規制が民法典に導入されたのである。

消費法典や商法典の濫用条項規制規定が、文言上、「消費者」や「商業～を行使するすべての者」といった人的属性に基づいて適用範囲を画しているのとは異なり、民法典では「附合契約」に含まれる条項か否かによって濫用条項規制の適用範囲が画されている。しかし、これらの3つの規定では、条項の濫用性基準として、契約当事者の権利と義務の間の「著しい不均衡」という文言が共通して用いられている。その理由として、民法典の濫用条項規制が設けられるにあたり、当時すでに存在していた消費法典旧L.132-1条（現在のL.212-1条）や商法典旧L.442-6条I第2号（現在のL.442-1条I第2号）が着想を与えたと言われている。それでは、これらの規定間の解釈の相違、および、適用関係はどうなるのか。この問題に関して、破毀院は2022年1月に判決を出して、見解を示した。本稿は、同判決、および、同判決をめぐる学説の見解をてがかりに、民法典・消費法典・商法典という複数の規定の関係を垣間見ること⁽⁴⁾で、今後、日本でも問題になるであろう民法と消費者法における不当条項規制の関係を考える上での参考としたい。

2 民法典1171条と他の濫用条項規制の関係をめぐる学説—2022年の破毀院判決以前—

(1) 概要

民法典1171条は、以下のような規定である。

1171条 附合契約において、交渉不可能で、当事者の一方によってあらか

二
三

(4) フランスでは、一般法と特別法の関係や、特別法間の「抵触」と「協働」について、学説で関心が持たれることが多い。特別法間の関係について、拙稿「フランスにおける特別法と特別法の『排除』と『協働』—消費法典と賃貸借特別法の『抵触』を嚆矢として—」日仏法学32号(2023年)掲載予定を参照。

じめ定められたあらゆる条項は、それが契約当事者間の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる場合には、書かれざるものとみなされる。

著しい不均衡の評価は、契約の主たる目的や、提示された価格の適切性には及ばない。

この規定では、条項の濫用性基準として、契約当事者の権利と義務の間の「著しい不均衡」という文言が用いられているが、この文言は消費法典の濫用条項規制の一般条項(消費法典 L.212-1 条 1 項⁽⁵⁾)や、商人間の契約における濫用条項に基づく民事責任を発生させる商法典 L.442-1 条 I 第 2 号⁽⁶⁾で用いられている文言と同一である。そのことから、民法典 1171 条は、その適用範囲を「附合契約」で、かつ「交渉不可能」な条項に限定しつつ、特別法レベルでの濫用条項規制を一般法化したものであると評価されている⁽⁷⁾。また、契約一般法において濫用条項規制を設けたことについては、給付の均衡の欠如ゆえに契約を無効にはしないというスタンスをとっている民法典において(民法典 1168 条で「有償契約において、両債務が等価性を欠くことは、法律に別段の定めのない限り、契約の無効原因とならない」と定められている)、契約における均衡を保障する規定を設けたことを意味するとともに、その適用範囲を附合契約

(5) 「事業者と非事業者ないし消費者との間で締結された契約における、非事業者または消費者を犠牲にして、契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる目的または効果をもつ条項は、濫用的である」。

(6) 「商業上の交渉、契約の締結または履行の中で行われるすべての製造、分配、または役務提供活動を行使するすべての者による次の行為につき、行為者に責任を負わせ、生じた損害の賠償責任を負わせる。

...

第 2 号 当事者間の権利および債務において著しい不均衡を生じさせる債務を商行為の相手方に対して負わせる、または、負わせようとする事」

2008 年の本条制定時の議論について、拙稿「事業者間契約における不当条項規制をめぐる立法論的視点 (1) (2・完) —近時のフランス法を素材に—」法学志林 108 巻 4 号 226 頁以下、109 巻 1 号 112 頁以下(いずれも 2011 年)。

(7) Gaël Chantepie et Mathias Latina, *Le nouveau droit des obligations : commentaire théorique et pratique dans l'ordre du Code civil*, 2^{éd}, Dalloz, 2018, n°440, pp.386 et s.

内に存在する条項に限定している点は、契約内容について自由に交渉出来ない契約当事者を保護することを目的とした、手続的契約正義の表れであると言われている⁽⁸⁾。

問題となるのは、消費者契約や商人間で締結された契約が附合契約であると性質決定される場合に、民法典、消費法典、あるいは、商法典のうち、どの濫用条項規制が適用されるかである。この点を検討する上で、学説では次に紹介するように、民法典 1171 条制定前後から民法典・消費法典・商法典の濫用条項規制の違いをふまえた分析が加えられている。以下、簡単にまとめよう。

(2) 学説の評価

学説では、一般法と特別法のどちらによるかを当事者が選ぶことができるとする見解⁽⁹⁾と、これを認めないもの⁽¹⁰⁾とに分かれており、統一的な見解があるわけではなく、民法典 1171 条が特別法で禁止されない限りすべての契約に適用される一般法規定なのか、それとも特別法が適用されない「すき間」にのみ適用される規定なのかどちらなのかによって異なる⁽¹¹⁾と指摘する見解もある。見解の対立を生み出している論点は以下の通りである。

第 1 に、契約の目的や価格を定める条項への濫用性判断が及ぶか否かが、3 つの法典で異なっている。民法典 1171 条第 2 項では、条項の濫用性判断が契約の目的や価格の適切性には及ばないことが明文化されている。消費法典の場合、同法典 L.212-1 条第 3 項にあるように、条項が明確性を欠く場合には、中心条項も濫用性評価の対象になりうるが、そうでない場合には濫用性評価の対

(8) Chantepie et Latina, op.cit., n°445, p.392.

(9) 例えば, X. Lagarde, *Questions autour de l'article 1171 du Code civil*, D.2016, p.2174.

(10) 例えば, Marie Malaurie-Vignal, *Un deux ou trois déséquilibres significatifs ? : réflexion sur l'articulation entre droit commun et droits spéciaux*, in *Mélanges en l'honneur du professeur Claude Lucas de Leyssac*, LexisNexis, 2019, p.368.

(11) Sophie Gaudemet, *Quand la clause abusive fait son entrée dans le Code civil*, CCC 2016, dossier 5, n°12 は、商法典と民法典の関係についてありうる複数の解釈を検討した上でこのように述べており、決め手がないことがわかる。

象とならないのが原則である。⁽¹²⁾これらに対して、商法典は契約の目的や価格を定める条項が濫用的である場合にも民事責任を発生させる。このことから、民法典 1171 条は契約当事者間における「価値の不均衡」ではなく、契約当事者間の「力(特権)の不均衡」を問題にしたものと理解されている。⁽¹³⁾つまり、民法典や消費法典では価格そのものを定める条項ではなく、契約の一方当事者に一方的に解除権限や価格改定権限を付与している条項のように、契約当事者の一方のみに特権を与えている条項の不当性が問題となる。

第 2 に、消費法典には濫用条項のブラック・リストとグレー・リストがある一方で、民法典にはこれらのリストはないことから、濫用性の評価方法が必ずしも同じとは言えないと指摘されている。⁽¹⁴⁾また、たしかに 3 つの法典では「著しい不均衡」という同一の概念が用いられているが、厳密に言えば、消費法典では「著しい不均衡を」生じさせる「目的または効果をもつ」条項とされているのに対して、民法典や商法典では、「著しい不均衡を生じさせる」条項とされているため、消費法典の方が広範な概念であるとの見解もある。⁽¹⁵⁾

第 3 に、濫用条項規制の実効性の観点からは、消費法典や商法典による濫用条項規制が整備されている状況で、民法典によって条項を書かれざるものとみなすことにどのような意味があるのかが問題となる。消費法典には濫用条項リストがあるため、「著しい不均衡」という一般的な基準しかない民法典よりも

(12) L.212-1 条 3 項は、同条 1 項にいう「条項の濫用性の評価は、条項が平易なわかりやすい言葉によるかぎりにおいては、契約の主要な目的とされることがらを確定する条項にも、提供される物品もしくはサービスに対して引換えに支払われる対価もしくは報酬額の適切さにも、かかわりなきものとする」と定めている。本条について、拙稿「契約の中心条項規制と条項の『明瞭性』に関する一考察—スイスフラン建て住宅ローントラブルを一例として」沖野眞巳ほか編『河上正二先生古稀記念・これからの民法・消費者法(Ⅱ)』(信山社、2023 年) 351 頁以下。

(13) Chantepie et Latina, op.cit., n°447,

(14) Olivier Deshayes, Thomas Genicon et Yves-Marie Laithier, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, commentaire article par article*, 2^e éd, LexisNexis, 2018, p.324.

(15) Jérôme Julien, *Contrôle des clauses abusives : la Cour de cassation précise le champ de l'article 1171 du Code civil par rapport aux dispositifs du Code de commerce et du Code de la consommation*, RDC juin 2022, p.105.

濫用性基準が明確である。また、認可を受けた消費者団体による濫用条項の差止訴権行使も可能である。そのことから、消費者が事業者を相手に消費法典ではなく民法典に基づいて濫用条項を「書かれざるものとみなす」よう主張することがあるのか疑わしいというのが多くの学説の見方である。

他方で、事業者間契約の場合には、商法典 L.442-1 条 I 第 2 号に基づいて、契約当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる債務を相手方に負わせる当事者に民事責任を負わせることができる。同条と民法典 1171 条との違いは、(前述した中心条項の点を除くと)以下の通りである。第 1 に、商法典の場合、第一審は商事裁判所および一部の大審裁判所の管轄にのみ属する(商法典 D.442-3 条)。第 2 に、商法典 L.442-1 条 I 第 2 号の適用範囲は、民法典のように附合契約に限定されておらず、しかも、商人間で交渉がある場合にも適用される。第 3 に、民法典や消費法典では濫用条項規制の効果が「書かれざるものとみなされる」とされているのに対して、商法典では民事責任を発生させるのにくわえ、前述した 2019 年の商法典改正で条項無効を主張できるようになった。無効と「書かれざるものとみなされる」の違いについて、破毀院は、⁽¹⁶⁾「書かれざるものとみなされる」と一部無効は異なると判断しており、本質的に別物であると理解されている。また、時効に関しても違いがある。民法典⁽¹⁷⁾ 1171 条の「書かれざるものとみなされる」は時効にかからないとされているのに対して、商法典に基づく無効訴権は 5 年間の時効に係る(商法典 L.110-4 条)。これについては、商法典が適用される商事関係では、迅速に権利関係を安定させる必要から 5 年間の時効に係ることが正当化されると指摘されている。⁽¹⁸⁾

以上のように、消費者契約の場合には、差止訴権や濫用条項リストを有する消費法典が優先して援用されうることを考えると、より問題となるのが商法典

(16) Cass. 1^{re} Ch.civ., 13 mars 2019, n°17-23169, CCC 2019, n°112, note S. Bernheim-Desvaux.

(17) M. Behar-Touchais, *Le déséquilibre significatif dans le Code civil*, J.C.P., G. 2016, n°14, 391.

(18) Hugo Barbier, *L'article 1171 du code civil est évincé par les textes spéciaux de lutte contre les clauses abusives*, RTDciv. 2022.124.

フランスの濫用条項規制における一般法と特別法の「抵触」(大澤彩)

と民法典との関係である。⁽¹⁹⁾ 商法典と民法典とでは、前述したように、管轄裁判所の違いや中心条項の濫用性判断の可能性の有無、さらには、効果が異なるからである。⁽²⁰⁾

もっとも、民法典 1171 条の「著しい不均衡」は、商法典や消費法典の「著しい不均衡」から着想を得たものであることから、後者 2 つの「著しい不均衡」をめぐる解釈が民法典 1171 条のそれにも影響を与えている。その結果、両当事者間に付与された権利の双務性の欠如や、客観的な正当性無く任意規定による場合よりも相手方に不利になっているか否かなどが考慮される。しかし、やはり民法典と消費法典および商法典の「著しい不均衡」は同じようには評価されないという見解が学説では有力である。商事当事者間に適用される商法典は力の不均衡、および、それによる一方当事者の「濫用」行為を問題にするものであり、この点は民法典では要求されないことが予想されるからである。また、事業者と消費者という当事者間の構造的な格差のような人の属性に由来する当事者間の劣位が想定されている消費法典と、当事者の属性を問わず多様な当事者関係に適用される民法典とは異なるからである。⁽²¹⁾ さらに、消費法典 L.212-1 条 2 項では「契約締結時におけるすべての状況や他の契約条項、密接に関連している他の契約がある場合にはその契約の内容」に照らして濫用性の有無が評価されうるという評価方法が明文化されている。このことから、消費法典では条項の濫用性の評価が、具体的にかつ全体的な状況に照らして条項内容に着目して客観的に不均衡があるかどうかによってなされる点で、⁽²²⁾ 経済的不均衡が問題になる商法典とは異なると指摘されている。また、消費法典 L.212-1 条 2 項のような評価方法は民法典 1171 条では明文化されていない

(19) Sandrine Tisseyre, *Clauses abusives : application de l'article 1171 du code civil à la location financière et précisions sur la notion de déséquilibre significatif en droit commun*, D. 2022, p.539.

(20) Stephanoë Gerry-Vernieres, *L'interprétation de l'article 1171 du Code civil « à la lumière des travaux parlementaires » de la loi de ratification*, RDC juin 2022, p.144, n°3.

(21) Deshayes, Genicon et Laithier, op.cit., p.351.

(22) Malaurie-Vignal, op.cit., p.365.

ため、民法典 1171 条の評価にあたってはどれぐらい妥当するのが問題となるが、学説では経済的不均衡を問題にする商法典ではなく、どちらかと言えば消費法典 L.212-1 条 2 項の判断方法が民法典 1171 条にあたっては採用されるべきであるとの見解がある⁽²³⁾。前述したように、民法典 1171 条は同条 2 項で「契約の目的や価格の適切性」には「著しい不均衡」の有無の評価が及ばない旨を定めており、給付の均衡についての裁判官の評価を原則として排除している民法 1168 条と併せて考えても、民法典では経済的不均衡ではなく、あくまで法的な不均衡が適正化の対象となることがわかる。この点は中心条項か否かの区別を問わない商法典とは異なる。

(3) 規定間の関係について

以上 3 つの法典の規定間の関係を、民法典 1105 条 3 項の「特別法は一般法を破る」の原則から説明しようとする見解もある⁽²⁴⁾。2016 年のオルドナンスによる契約法改正によって、「契約は有名契約であるか否かにかかわらず、本章の一般規定に従」い、「ある種の契約に特化した規定は、それぞれに固有の規定の中で定められる」旨を規定する民法典 1105 条 1 項 2 項に 3 項が追加され、「特別法は一般法に優先する」(specialia generalibus derogant : les lois spéciales dérogent aux lois générales)⁽²⁵⁾の原則が明文化された(「一般規定は、これらの特別規定がない限りで、適用される」)。同条は、ある契約に適用される規範は一般法に限られず、当該契約類型に共通して適用される規定や、さらにその中の一部に特化した規定も適用されることを示した上で、特別法が一般法と抵触する場合には特別法が優先することを定めている。この規定をふまえると、民法典 1171 条は、消費法典 L.212-1 条および商法典 L.442-1 条 I 第 2

(23) 例えば、Gaudemet, op.cit., n°8; Malaurie-Vignal, op.cit., p.367.

(24) 例えば、Behar-Touchais, op.cit., n°14,

(25) Philippe Malaurie et Patric Morvan, *Introduction au droit, 9^{éd}*, LGDJ, 2022, n°408, p.505 も参照。

(26) Chantepie et Latina, op.cit., n°113, p.108.

号との関係では一般法にあたるため、常に特別法である後者の2法典が優先される、という見解である。

この見解に対しては、民法1105条3項の「特別法は一般法を破る」の原則は、抵触する規定が同一の事項を扱う場合や全く同一の目的を有する規定である場合に適用されるのであり、民法典1171条と消費法典・商法典の関係がこの関係にあたるのか、疑問視されている⁽²⁷⁾。例えば、商法典は競争制限行為という一方当事者の「行為」にサンクションを加えるものであり、その結果として当該当事者の民事責任や条項の無効という効果が導かれるが、問題となっているのは条項そのものではなく、あくまで一方当事者の「行為」であるのに対して、民法典1171条は契約の適正化、具体的にはより客観的な観点から均衡を回復することを目的としており、消費法典も同様に当事者の行為ではなく契約の均衡回復を目的としている、と指摘する見解は、両者を、抵触する特別法と一般法の関係として見ることに否定的である。また、商法典は力を有する方の契約当事者が相手方に対してフォートによって力を濫用する場面を想定しており、濫用条項規制というよりは民法典1143条の経済的強迫に近いとの指摘もある⁽²⁸⁾。

しかし、2018年法制定に至る議論の中で、(本稿の検討対象である2022年の破毀院判決も依拠している)元老院の報告書に現れているように、民法典1171条は、商法典旧L.442-6条(現在の商法典L.442-1条I第2号)あるいは消費法典L.212-1条でカバーされている範囲には適用されないことが明言された⁽³⁰⁾。この点を明文化することは断念されたものの、その後の元老院第2読会での議論にあたって公表された報告書でも、以上の点が念押しされている。そのことから、消費法典や商法典が適用される場面に民法典1171条が適用されないという考え方が確固たるものとされた、と嘆く見解もある⁽³¹⁾。

(27) Tisseyre, op.cit., p.539.

(28) Deshayes, Genicon et Laithier, op.cit., p.343 et s.

(29) Deshayes, Genicon et Laithier, op.cit., pp.346 et s. また、Malaurie-Vignal, op.cit., pp.363 et s. は、商法典のこの要件ゆえに、実際には交渉を経ない条項での濫用性が問題になると指摘している。

(30) Pillet, Rapp.n°247, 24 janv. 2018.

そうすると、民法典によって条項が書かれざるものとみなされる可能性があるのは、商法典が適用されない自由専門職や、民事会社、消費法典の「非事業者」にあたらぬ団体、あるいは、個人間取引で附合契約にあたる場合のみとなる。しかし、民法典 1171 条が導入されたことで、これらの関係には民法典による保護がなされることから、もはや消費法典や商法典の適用範囲を広げようというインセンティブが働かなくなると言うこともできる。結局は、消費法典や商法典の適用範囲をめぐる議論（例えば、消費法典といわゆる「消費的事業者」の関係など）次第である⁽³²⁾。この点、消費法典の「消費者」や「非事業者」は、当事者の能力・取引経験の有無というよりは、事業との関連性の有無という客観的な基準で判断されており、また、商法典も「商事上の当事者間で」、しかも、「製造・分配または役務提供」活動を行うための契約に限定されていること（そのため、後述するように商事賃貸借には適用されないというのが判例である）に現れているように、両法典の適用範囲は決して広くない。

3 破毀院判決

以上のように学説の議論が錯綜する中、下級審では商法典と民法典 1171 条の累積的適用を認めたものがあつた⁽³³⁾。破毀院 2022 年 1 月 26 日判決は、民法典 1171 条と消費法典や商法典といった他の法典における濫用条項規制との関係について初めて判断を下した判決である。

(1) 事案

問題となっているのは、レストランを経営する Green Day 社（以下、G 社とする）が、Locam 社（以下、L 社とする）との間で 2017 年 9 月 25 日に締

(31) Deshayes, Genicon et Laithier, op.cit., p.324.

(32) Deshayes, Genicon et Laithier, op.cit., pp.344 et s.

(33) CA Lyon 27 févr.2020, n°18/08265 et n°18/08026, RTDciv. 2020. 375, obs. H.Barbier ; CA Paris, 5 nov. 2021, n°20/00022, RTDciv. 2022, 124, obs. H.Barbier.

結した金融的賃貸借契約（リース契約（*crédit-bail*）に近いが、契約終了時の購入選択権が付与されていない）における解除条項の効力である。G社は、自社のレストランで用いる設備を月額60ユーロで5年間借りるという契約を結んでいた。L社の契約約款には、賃料の不払いの場合にはL社が正当に賃貸借契約を解除できると定める条項（12条（a））があった。具体的には、同条項によると、賃借人が賃料不払の場合に、賃貸人は催告後、8日が経過すれば本件金融的賃貸借契約を解除できる。契約締結から1年も経たないうちに、G社の賃料不払が発生したので、L社は本件条項に基づいて催告を行った後、訴訟を提起した。これに対して、G社は、本件条項が民法典1171条に基づいて書かれざるものとみなされる条項であると主張した。

控訴院は、民法典1171条に基づき、本件条項が、G社に対して解除権を付与してないことから、まさに「相互性（*réciprocité*）」を欠くとして、本件条項によって著しい不均衡が生じていると判断したため、賃貸人であるL社が、本件は事業者間契約であり、商法典のみが適用されるので、民法典の規定の適用は排除されること、および、両当事者の債務の非対称性はそれ自体では不均衡をもたらすとはいえないことを理由に、控訴院の判断は同規定に違反していると主張して、破毀を求めた。

なお、本件には2016年のオルドナンスによる改正直後の民法典1171条が適用される（つまり、2018年法制定前の事案である）。

(2) 判決

「[契約法を改正する2016年2月10日の]オルドナンスを認証する2018年4月20日の法律の国会審議からは、立法者意思によれば、契約一般法を規定する民法典1171条は商法典L.442-6条（筆者注：当時。以下同じ）および消費法典L.212-1条といった特別規定の適用範囲に属さない契約における濫用条項にサンクションを加えるものであることがわかる。

したがって、この国会審議に照らして解釈すると、民法典1171条は、製造業者、商人、工場主、または職業人リストに登録されている者の間で締結され

た契約であっても、その契約が、2019年4月24日のオルドナンスによる改正以前の商法典 L.442-6 条 I 第 2 号の適用範囲に入らない場合に適用される。そして、信用機関および金融会社によって締結される金融的賃貸借契約、つまり、通貨金融法典 L.311-2 条で定義された銀行取引と結合取引のための取引は、商法典の競争制限行為に関する規定に従わないため（破毀院 2020 年 1 月 15 日判⁽³⁴⁾決）、民法典 1171 条が適用されうる」。

「(控訴院が、本件条項について L 社のみ解除権を行使する権限を付与している点で著しい不均衡が生じていると判断したのに対して、条文の文言によれば、附合契約において、契約当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる条項はすべて、書かれざるものとみなされる。また、著しい不均衡の評価は、契約の主たる目的にも給付の価格の適切さにも及ばない。

契約約款 12 条が書かれざるものとみなされる条項であると言うために、判決は、本件条項が L 社のみ正当に解除権を行使する権限を付与し、G 社には一切 [これに相応する] 条項が定められていないことを考慮に入れている。

以上の理由に基づいてはいるが、本件契約約款第 12 条 (a) に定められた契約履行の際の正当な解除権付与条項における相互性 (réciprocité) の欠如が [金融的賃貸借契約から発生する] 両当事者を互いに拘束する債務の本性によって正当化されるにもかかわらず、控訴院はこの条文 [民法典 1171 条] に違反した」。

「契約約款 12 条が書かれざるものとみなされる条項であると言うために、判決は、本件条項が L 社に対して、特に同条 (b) において、賃借人たる会社の契約上の懈怠の状況に一致しない理由によって正当に契約を解除することを可能にしており、賃貸人が、賃借人たる会社の社会生活を呈する状況において契約を正当に解約することを認め、しかしながら法人としての賃借人は依然として L 社に対する金銭的約務を負担することとなり、かつ、L 社に対して、賃借人が Cofam グループの他の会社に対する債務を履行しなかった場合には、紛

(34) Cass.com., 15 janv. 2020, n°18-10.512. CCC 2020, comm. 43, note N.Mathey.

争となっている契約の債務を賃借人が懈怠しているかを確かめる必要なく、契約解除することを認める条項であり、これらの可能性がG社に認められていない時であってもそうである、とした。

以上の理由に基づいて、契約約款12条(b)に定められた条項によって生じた不均衡についてとられた理由によって、12条(a)に定められた賃借人の契約不履行についての正当な解除権付与条項を書かれざるものとしたことで、控訴院はこの条文〔民法典1171条〕に違反した⁽³⁵⁾

(3) 学説の評価

1) 本判決の意義

破毀院は、「立法者意思」を根拠に、民法典1171条は商法典L.442-1条I第2号といった特別規定の適用範囲に属さない契約における濫用条項にサンクションを加えるものであると判断した。言い換えると、民法典1171条は、特別法が適用されない「法のすき間」にのみ適用される補足的な規定であることが強調された⁽³⁵⁾。2016年のオルドナンスによって民法典1171条が制定されて以来の論点の1つであった、濫用条項規定の間の関係について、破毀院が立場を示した点に本判決の意義がある。本件は商法典と民法典の競合が問題になる事案であったが(実際には、商法典が適用されない事案である)、消費法典と民法典が競合する場合にも同様の判断が下されると見込まれている⁽³⁷⁾。

しかし、この判断については、学説では批判的な見解も少なくない。つまり、民法典1171条は消費法典や商法典と累積的に適用でき、当事者は適用範囲に含まれる限りではこれらの法典のいずれの条文に基づいて条項の濫用性を主張することもできるという見解も有力である⁽³⁸⁾。このような対立が見られるのは、

(35) Gaël Chantepie, *Le déséquilibre significatif de droit commun réduit à la portion congrue*, J.C.P., éd.E, 2022, 1125, p.34.

(36) Laurent Leveneur, CCC 2022, comm.40.

(37) Tisseyre, op.cit., p.539.

(38) Chantepie, op.cit., p.34.

以下の2点をめぐって議論がかわされていることによる。

2) 立法者意思による民法典1171条適用の「排除」について

第1に、本判決は、技術的な必要性と言うよりは法政策的な理由で民法典1171条の適用範囲を制限したものにすぎず、その際に立法者意思に依拠している点に特徴がある⁽³⁹⁾。しかし、学説で疑問視されているのは、まさに立法者意思に依拠した点である。

民法典1171条と特別法の関係については、少なくとも2016年のオルドナンス制定過程でははっきりとは明らかにされていなかったが、前述したように2018年法制定時の元老院法律委員会における報告書で、民法典1171条は、すでに特別法でカバーされている範囲には適用されないであろうと指摘されていた⁽⁴⁰⁾。破毀院は、この2018年法制定時の国会審議に依拠して判断を下し、本判決の事案では、商法典が適用されない以上、民法典が適用されるという結論を導いた。この判決が公式判例集に掲載されていることから、破毀院が本判決の考え方を公式な見解として表明しようとしたとみることもできる⁽⁴¹⁾。このように、2018年法制定時の立法者意思は明確であるため、破毀院が立法者意思に依拠して判断をくだすのであれば、本件のような結論になるべきとも言える⁽⁴²⁾。

たしかに、立法者意思が明確であれば、民主主義の下では立法者意思を考慮に入れることは理に適っているというのが伝統的な見解であったが、社会が発展するにつれて立法者意思の権威は落ち⁽⁴³⁾、せいぜい条文が新しい場合や条文が曖昧である場合に裁判官が当該条文の解釈の一資料として妥当性を有すると理解⁽⁴⁴⁾されている。また、破毀院が立法者意思を判決の理由付けとすることはそれ

(39) Phillippe Stoffel-Munck, *Le cantonnement du domaine de l'article 1171 : un joli coup pour la demoratie ?*, RDC juin 2022, p.16.

(40) F.Pillet, Rapport au nom de la Commission des lois du Senat, en seconde lecture.

(41) Stoffel-Munck, op.cit., p.17.

(42) François Chénéde, *Droit des obligations et des contrats 2023/2024*, Dalloz, 2023, 123.382., p.107.

(43) Stoffel-Munck, op.cit., p.17.

フランスの濫用条項規制における一般法と特別法の「抵触」(大澤彩)

ほど頻繁⁽⁴⁵⁾ではなく、本判決はそれほど一般的ではない解釈方法を示したとの理解もある。しかし、本判決の理由付けと結論には違和感も示されている。そもそも本件には2016年のオルドナンスの段階での民法典1171条しか適用されないため、破毀院が2018年法制定時の立法者意思に依拠していることには、民法典1171条の「事後的な解釈」しか見いだせない点で問題があるからである。⁽⁴⁷⁾つまり、民法典1171条で言えば、立法者意思とは、オルドナンスに改正を授權した際の法律制定時の意思なのか、2016年のオルドナンス制定時の意思なのか、または2018年法制定過程の意思なのか⁽⁴⁸⁾が問題となる。また、むしろ2016年のオルドナンス制定時、民法典1171条の濫用条項規制を設けることは、情報提供義務(民法典1112—1条)や従属状態の濫用規定(民法典1143条)とともに、民法典でも弱者保護を図ることが目的とされていたのであり、そうであるとすれば、当事者が民法典1171条か特別法によるかを選ぶことができることになろう。さらに、同じく弱者保護という改正の目的から設けられた民法典1112-1条や同1143条については民法典が「残り物」としてのみ適用されるべきとの議論は全く無く、なぜ民法典1171条だけこのような扱いを受けるのかも疑問があると⁽⁴⁹⁾されている。仮に改正によって導入された条文の異なるバージョンをめぐる判例の解釈の集中が予見できるとしても、条文の生成過程から生じる不安定な立法者意思や基準に依拠することは⁽⁵⁰⁾難しいだろう。そもそも、

(44) Gerry-Vernieres, op.cit., n°4.

(45) Barbier, op.cit.; Mathias Latina, *Les mauvais coups portés par la chambre commerciale de la cour de cassation à la lutte contre les clauses abusives*, RDC juin 2022, n°6.

(46) Gerry-Vernieres, op.cit., n°4.

(47) Chantepie, op.cit., p.35. ; Sibylle Chaudouet, *Premiers clairs-obscur de la Cour de cassation sur le déséquilibre significatif de droit commun*, Revue Lamy de la concurrence, mars 2022, p.18. Gerry-Vernieres, op.cit., n°4. や Yves-Marie Serinet, J.C.P., éd.G., février 2022, p.406 も2018年法制定前の事案である本件で2018年法の立法者意思が引用されていることを指摘する。

(48) Stoffel-Munck, op.cit., p.16.

(49) Latina, op.cit., n°7.

(50) Chantepie, op.cit., p.36.

立法者意思は（大統領への立法趣旨の報告書ではなく）元老院および国民議会での報告者の意思であるという本判決の立場によれば、裁判官は報告者の陳述をすべて読まなければならないことになる。また、条文上、本判決が示した限定的な解釈を可能にする文言はないにもかかわらず、報告者の陳述が法律と同様の効力を有することになるのかという厳しい批判も加えられている。⁽⁵¹⁾

仮に、立法者意思が民法典 1171 条を「排除」する方向性であったとしても、事実審裁判官は必ずしもそのような考えをとっておらず、特別法が適用される場面であっても民法典 1171 条は「排除」されないと判断していた。しかし、本判決が出たことで、今後、破毀院は他の特別法が適用される事例で民法典 1171 条を適用した事実審裁判官を、立法者意思を無視したという理由ではなく、本判決が示した解釈に反するという理由で非難できることになる。⁽⁵²⁾

3) 民法典 1105 条 3 項による「排除」？

第 2 に、民法典 1105 条 3 項との関係である。前述したように、本判決で問題となった条文間との関係は、同項の問題でもある。本条は、2016 年の契約法改正による明文化以前にも、あくまで複数の両立し得ない規定が競合する場合には、特別法が一般法に優先することを定めたものと理解されており、この理解は民法 1105 条 3 項の制定にあたっても修正されていない。⁽⁵³⁾

同項の問題として捉える場合には、一般法たる民法典 1171 条は補足的かつ根底にある根本規定であり、保護の要請に応えるには特別法の方が適している一方で、特別法の厳格な解釈や適用範囲設定ゆえに適用が難しい場合には、根本的な一般規定である民法典が適用される、と考えることになる。⁽⁵⁴⁾

しかし、以上の考え方を採用するためには、これも前述したように、民法典

(51) Latina, op.cit., n°9.

(52) Barbier, op.cit.

(53) C.Goldie-Genicon, *Contribution à l'étude des rapports entre le droit commun et le droit special des contrats*, L.G.D.J., 2009, n°386; Gerry-Vernieres, op.cit., n°3.

(54) Julien, op.cit., p.104.

1171条が一般規定であり、消費法典・商法典の規定が特別法であること、かつ、これら3法典が両立不可能であることが前提となる。つまり、これら3法典の規定の適用範囲が完全に重なるがその効果が異なるか、あるいは、適用範囲は全く異なるがその効果が同一であることが前提となろう。⁽⁵⁵⁾これについて、同条は契約総論の箇所⁽⁵⁶⁾に設けられているものの、交渉を経た契約と対峙する形で定義規定が設けられている附合契約(民法典1110条)に適用範囲が限定されている。他方で、消費法典L.212-1条では、明文上はこのような適用範囲の限定がない。⁽⁵⁶⁾交渉を経た契約が一般規定で、附合契約が特別規定と見れば、民法典1171条が一般規定であるとは必ずしも言えない。民法典1171条の適用範囲が附合契約に限定されている点で、民法典は消費法典、商法典と同様に部分的に濫用条項規制を行う規定であり、これら3つの規定が部分的に重なっているに過ぎず、⁽⁵⁷⁾一般法と特別法の関係ではない。

以上の観点から、民法典1171条と(本件で言えば)商法典L.442-1条1第2号は、両立し得ない規定ではないため、常に商法典を優先させる必要はない、という理由付けで、本判決を批判する見解がある。⁽⁵⁸⁾これらの条文の目的や効果が異なるため、これら2つの規定が両立できない関係にあるとは言えないからである。具体的には、第1に、商法典L.442-1条I第2号は、経済的従属状態を濫用する一方当事者の行為を問題にする点で経済的強迫に類似する規定であるのに対して、民法典1171条は、消費法典L.212-1条同様、条項から生じる著しい不均衡を問題にするものであり、そのことから、より客観的に著しい不均衡の有無を評価することが求められる規定である。第2に、民法典1171条の効果は「書かれざるものとみなす」であるのに対して、旧商法典L.442-6条I第2号は、民事責任を発生させる。後者にも無効という効果は定められているが、2019年改正前は経済担当大臣による無効の請求に限られていたから

(55) Julien, op.cit., pp.104 et s.

(56) Julien, op.cit., p.104.

(57) Latina, op.cit., n°10.

(58) Chantepie, op.cit., p.35.

⁽⁵⁹⁾である。仮に一部の学説が言うように、民法典1171条の「書かれざるものとみなす」と商法典の無効が異なる概念であるとしても、それでもやはり両者は相反するものとは言えないという見解も有力である。⁽⁶⁰⁾むしろ、商法典の民事責任は、書かれざるものとみなされるという効果を補足する意味があることから、⁽⁶¹⁾両立可能とも言える。ただし、破産院は、民法典と商法典とのサンクシヨンの違いについては触れておらず、前述したように立法者意思に依拠しているだけである。⁽⁶²⁾第3に、たしかに、本判決で適用の可否が争われた商法典L.442-1条は、競争制限行為に関する規定で相手方を保護する為の特別規定であり、民法典1171条と目的が異なるように見える。つまり、民法典1171条は、附合契約における均衡の回復を目指すのに対して、商法典は市場の保護や経済的公序の保護のために、特に経済省の役割が重要となる点で両者は目的を異にする。しかし、経済省が民法典1171条に基づく訴権を行使できるわけではない以上、両者が「両立し得ない」規定にあたるとは言えない。また、両者は契約の不均衡を阻止する点で目的と一にするとみることもできる。⁽⁶³⁾以上の目的の違いがあるかどうかはもちろん、仮にあるとしてもそのことが附合契約の相手方に民法典を援用することを排除するのに十分であるかは疑わしいとされている。⁽⁶⁴⁾

もっとも、本判決は民法典1105条3項には言及しておらず、あくまで「立法者意思」に依拠している点に特徴がある。2018年法制定時の「立法者意思」から、商法典が常に優先されるのは明らかであり、民法典1105条3項を持ち出すまでもないと考えたのであろう。⁽⁶⁵⁾

(59) Leveneur, op.cit.

(60) Stoffel-Munck, op.cit., p.16.

(61) Gerry-Vernieres, op.cit., n°5.

(62) Martine Behar-Touchais, *La résolution du conflit des textes sur le déséquilibre significatif : à propos du non-cumul entre l'article L.442-6, 1, 2°, du Code de commerce et l'article 1171 du Code civil*, J.C.P., éd., G., 2022, 494, n°9.

(63) Behar-Touchais, op.cit., J.C.P., éd., G., 2022, 494, n°3.

(64) Chantepie, op.cit., p.36.

(65) Behar-Touchais, op.cit., J.C.P., éd., G., 2022, 494, n°13.

4) 民法典 1171 条が「排除」されることによる不利益?

特に民法典と商法典の関係で、後者が常に優先すると判断した本判決については、実質的に民法典 1171 条の可能性が奪われる当事者の不利益も指摘されている。商法典 L.442-1 条 I 第 2 号による場合には、前述したように限定された 8 つの商事裁判所でしか提訴できないことや、「書かれざるものとみなされる」という時効に係らない効果を有する規定を享受できないことになるため、商法典の適用対象となる事業者が民法典 1171 条に基づく訴権を行使できないことにはマイナスが大きい⁽⁶⁶⁾。しかし、これに対しては、仮に民法典 1171 条か商法典によるかを当事者が選べることになると、専門裁判官による判断を避けたい当事者は民法典 1171 条を選ぶことになるが、そのような便宜優先的な当事者の行動を認めることは商法典の規定が公序規定で専門裁判官によるとされている点⁽⁶⁷⁾をないがしろにするとも指摘されている。

これに対して、消費法典と民法典の関係で消費法典が優先されることについては、消費法典が消費者契約であれば適用され、附合契約か否かや交渉を経た条項か否かは問わない点や、2 種類の濫用条項リストを享受できる点、適格消費者団体による団体訴権が存在する点で、当事者にとっては保護に資すると考えられる⁽⁶⁸⁾。また、契約の主たる目的や価格に関する条項について、明瞭でない場合には濫用性の評価がなされうる点でも民法典とは異なるからである。

もっとも、以上のような条文間の関係についての議論は、特に 2019 年の商法典改正によって実益を失っているとの指摘もある。前述した 2019 年 4 月 24 日のオルドナンス第 2000—359 号による商法典の競争制限行為に関する規定の見直しによって、民事責任だけではなく、濫用条項による「被害者」が当該条

(66) Latina, op.cit., n°12 ; Julien, op.cit., p.105.

(67) Behar-Touchais, op.cit., J.C.P., éd., G., 2022, 494, n°7 : 本判決以前の論文であるが、Malaure-Vignal, op.cit., p.367 も同旨。

(68) Grégoire Loiseau, *L'articulation entre la règle de droit commun et les règles des droits spéciaux relatives à la prohibition des clauses abusives*, Conn.com.électr.,2022, comm. 19 など多くの評釈で、条文間の優先関係が問題になるのは消費法典と民法典の関係よりも、むしろ本判決で問題になった商法典と民法典の関係であると指摘されている。

項の無効を主張できるようになり（商法典 L.442-4 条 I-2 項）、民法典の「書かれざるものとみなされる」という効果との違いはほとんどなくなっている。⁽⁶⁹⁾ 2019年改正は、この他にも L.442-1 条に言う「行為者」を、「製造業者、商人、工業を営む者、および手工業名簿に登録された者」から、すべての「製造、分配、および役務提供活動を行うすべての者」に拡大したり、⁽⁷⁰⁾ 被害者を「商業上の相手方」から「相手方当事者」に拡大するなどして適用範囲が拡張された結果、民法典 1171 条の適用範囲をさらに「商法典が適用されない残り物」に狭めた改正であると言われており、本判決はそれでも商法典が適用されない関係にのみ民法典 1171 条が適用されることを示した判決であると理解されている。⁽⁷¹⁾ また、商法典では、契約の主たる目的や価格についても「著しい不均衡」の有無の評価が及ぶ。以上をふまえると、商法典や消費法典が適用される場合には、当事者が民法典 1171 条に基づく訴権を行使する実益がないという見解である。

そうすると、民法典 1171 条に基づく訴権が行使される場面は、個人間取引に限られることになるが、同条が「附合契約」内の条項に限定されていることから、個人間取引で「附合契約」と言える場面があるのかも問題となり、民法典 1171 条の実効性を阻害することになると批判されている。⁽⁷²⁾ 結局は、本判決のように商法典が適用されない事業者間契約の場合に、本条が適用されうることになる。つまり、民法典 1171 条は、商法典が適用されないとされている商事貸借や本件のようなリース契約のように、特別法が適用されない場面を補う役割を果たしているというポジティブな見方もできる。消費法典の場合には、

(69) Leveneur, op.cit.ただし、判例によれば、「書かれざるものとみなす」という効果が定められている消費法典 L.212-1 条は、無効訴権の5年間の時効（民法典 2224 条）にかからない（Cass. 1^{re} Ch.civ., 30 mars 2022, n°19-17.996）。この判断は、欧州司法裁判所でも認められている（CJUE, 10 juin 2021, n°C-776/19 à C-782/19, RDC sept 2021, note G. Cattalano）。

(70) Loiseau, op.cit. もっとも、これによって行為者の範囲が拡大したとは必ずしも言えないとの指摘もある（Marie Malaurie-Vignal, *Le déséquilibre significatif du Code de commerce est-il de nature à cannibaliser celui du Code civil ?*, CCC 2019, alertes 33.

(71) Gerry-Vernieres, op.cit., n°6.

(72) Chantepie, op.cit., p.38.

(73) Cass.3^e Ch. Civ., févr.2018, n°17-11.329, D.2018. 414, 2326, obs. N. Dorandeu.

もし「非事業者」概念が削除されるようなことがあれば、民法 1171 条で補われる場面も増えよう。この点を示した点に本判決の意義があると言われている⁽⁷⁴⁾。

5) 「著しい不均衡」の評価について

本判決で問題になった解除条項は、賃料だけの未払いであっても契約を一方的に解除する権限を賃貸人に付与する条項であり、しかも、催告後、わずか 8 日で賃借人は契約を解除され、これによって原状回復義務だけではなく未払い賃料相当額の損害賠償額に 10% の違約金に加算された損害賠償の支払いを義務づけられる。以上のことから、控訴院は本件条項が一方当事者にのみ権限を与えるものであり、「相互性」を欠くことを理由に「著しい不均衡」の存在を認めた。

これに対して、破毀院はこの「相互性」の欠如は両当事者の債務の本性によって正当化されることを理由に、「著しい不均衡」の存在を否定した。つまり、賃貸借契約では、賃貸人は自己の債務を契約締結時にただちに履行する一方で、契約期間中、債務を負うのは賃借人だけである。したがって、賃借人に（賃貸人の解除権と相互性を有する形で）解除権を付与することはできない。つまり、この相互性の欠如は以上のような契約の構造から正当化される、というのが破毀院の考え方である⁽⁷⁵⁾。言い換えれば、債務上の非対称性はそれ自体では「著しい不均衡」を生じさせるとは言えないと判断されたことになる⁽⁷⁶⁾。

民法典、消費法典、および、商法典の「著しい不均衡」の有無は裁判官の柔軟な判断に委ねられている⁽⁷⁷⁾。破毀院が、紛争の対象となる条項が存在する契約から発生する両当事者の権利義務を具体的に比較して「著しい不均衡」概念をコントロールすることは、すでに消費法典の同概念をめぐっても行われている⁽⁷⁸⁾。

(74) Leveneur, op.cit. ; Chantepie, op.cit., p.37.

(75) Latina, op.cit., n°15.

(76) Tisseyre, op.cit. ; Stoffel-Munck, op.cit., p.17.

(77) Stoffel-Munck, op.cit., p.17.

(78) Leveneur, op.cit.

これに対して、民法典1171条には、消費法典の濫用条項リストのように明文による濫用性評価基準や、濫用条項委員会や競争委員会の勧告・意見といった法的拘束力はないものの濫用性評価にあたって参照に値する基準がないため、裁判官の解釈が重要となる。⁽⁷⁹⁾ 具体的には、本判決のように裁判官は相互性の欠如といった考え方等を駆使して濫用性を評価するしかない。本判決で問題となった条項のように、一方当事者のみに権限を付与している条項が濫用条項として問題となることは過去の判決でもあった。⁽⁸⁰⁾ 実際、消費法典R.212-2条2号やR.212-1条5号のように、相互性の欠如を条項の濫用性に結びつけている規定もある。このように、相互性が欠如していること、つまり、本件で言えば一方当事者である賃貸人にもみ権限を付与し、賃借人にはそれに見合う利益が与えられていないことは、まさに「著しい不均衡」、さらには、「濫用」の徴表である。⁽⁸¹⁾ この解釈は、消費法典L.212-1条の解釈でも採用されうる。しかし、「相互性の欠如」は「著しい不均衡」の有無の手がかりでしかないため、裁判官はこの基準に拘束されるわけではないだろう。⁽⁸²⁾ 実際、「著しい不均衡」の有無の判断にあたっては、当該条項による経済的影響やその他の条項が考慮に入れられ、条項によってもたされる利益と条項による悪影響のバランスを欠く場合に、⁽⁸³⁾ 「著しい不均衡」が肯定されることになる。

本件は、「著しい不均衡」を否定するにあたり、両当事者の「債務の本性」にその理由を求めている。それによると、本件で「著しい不均衡」の存在が否定されたのは、金融的賃貸借契約においては賃貸人の債務履行は瞬時に完了し（賃借人が目的物を利用できるようにする債務を履行するというものである）、賃借人のみが毎月の賃料の支払いという義務を負うという、両当事者の債務の本性による、⁽⁸⁴⁾ ということになる。このように、ある特権が一方当事者にのみ認

(79) Tisseyre, op.cit., p.539.

(80) Chantepie, op.cit., p.37.

(81) Julien, op.cit., p.106.

(82) Stoffel-Munck, op.cit., p.17.

(83) Stoffel-Munck, op.cit., p.18.

(84) Leveneur, op.cit.

められているという抽象的な判断方法ではなく、具体的な状況を踏まえた濫用性評価を行っている⁽⁸⁵⁾。この理由付けは、濫用性評価が条項と他の条項とを相互にして比較するという評価方法が、当事者の債務の全体によって阻まれることを示している⁽⁸⁶⁾。つまり、貸貸人の債務の履行が即時に終わること、その一方で、賃借人は継続的に債務を履行する立場にある点が、当該条項の正当性を肯定する理由になっている。このように、債務の本性をふまえた評価は、不均衡を評価する⁽⁸⁷⁾ために実質的な分析を行うことを好むことになる。

しかし、賃貸借契約では貸貸人は目的物を賃借人に引き渡せばそれで何ら債務を負わなくなるわけではなく、賃借人が目的物を使用収益できるようにする債務を負う。使用収益できなければ、賃借人は契約解除ができるが、この解除権を賃借人から奪っているのは貸貸人その者であり、契約の構造から発生しているわけではない。また、仮に相互性の欠如が構造的なものであるとしても、それだけで条項の不当性を否定することは適正ではなく、賃借人に本件解除条項に見合う利益が他に与えられていることから、不均衡が生じていないと言えるかどうかを検討すべきであったと指摘されている。そもそも条項の濫用性は、著しい不均衡の欠如によってのみ生じるわけではなく、本判決では問題になっていないが、条項の不明確ゆえに当事者に「自分に権利がない」と信じさせることで、条項が濫用的であると評価されることもあるほか、消費法典では濫用条項委員会がよく理由付けとして用いているように、当該条項があることで、当該条項がなく任意規定が適用される場合よりも消費者に不利になっている場合には、「著しい不均衡」が生じている、という判断方法も示されている。にもかかわらず、本判決は、民法典の「著しい不均衡」が、契約の構造から正当化される相互性の欠如があるかどうかという点のみで判断されるかのような印象を与える⁽⁸⁸⁾と批判されている。「不均衡」はあるが、それは契約の構造による

(85) Tisseyre, op.cit., p.539.

(86) Chantepie, op.cit., p.37.

(87) Tisseyre, op.cit., p.539.

(88) Latina, op.cit., n°18.

ものであるとともに、「著しい」とは言えないということであろう。⁽⁸⁹⁾

もっとも、この理由付けによれば、債務の本性が当事者間の特権の違いを正当化しない場合には、違う結論が導かれうる。⁽⁹⁰⁾ 本判決が12(b)のみを書かれざるものとした点には、この点が表れている。12(b)は、債務者(賃借人)の債務不履行以外の原因である会社の合併等でも自動的に解除をする権利を賃貸人に付与する条項である。この条項が不当であることから、12(a)条項もまとめて濫用的であると判断した控訴院に対して、破毀院は12(b)条のみ書かれざるものとみなされると判断した。

「債務の本性」の分析は理論的かつ抽象的な分析であるため、ある種の債務の場合には一切著しい不均衡の存在が認められないことになりかねない。条項の相互性のみで濫用性が肯定されるのではなく、消費法典での濫用性評価がそうであるように、条項の不明確性や、当該条項によって相手方が受ける不利益の不当性なども考慮される。⁽⁹¹⁾

他方で、消費法典と民法典1171条の基準は同一であることから、前述したように今後、民法典1171条の「著しい不均衡」の有無の解釈にあたり、破毀院が消費法典における「著しい不均衡」基準の解釈にならうのかが注目されるが、消費者契約や商法典と、民法典1171条の著しい不均衡を別に解釈することもありうる。消費者契約では、消費者と事業者の間の構造的な不均衡が見られる点や、商法典では一方当事者の濫用的行為への制裁という側面が強い点で、民法典とは異なるからである。この違いをふまえ、民法典では特権の非対称性によって、条項の効力を失わせるほどの著しい不均衡が生じていると言えるかが問題となる。⁽⁹³⁾

(89) Julien, op.cit., p.107.

(90) Tisseyre, op.cit., p.539.

(91) Chantepie, op.cit., pp.37 et s.

(92) Julien, op.cit., p.106.

(93) Tisseyre, op.cit., p.539.

4. おわりに

本稿で紹介した3法典の規定間の関係は、条文上、明確にされていないことから、今後も本判決を契機として議論は絶えないのではないかと予想されている。

また、本判決については、複数の特別法と民法典 1171 条の関係を示したものであるとする見解がある。つまり、本判決は、通貨金融法典 L.311-2 条で定義された銀行取引と結合取引のための取引には、商法典の競争制限行為に関する規定が適用されないという破毀院 2020 年 1 月 15 日判決を引用しつつ、民法典 1171 条の適用を認めている。このように、通貨金融法典という特別法が商法典の規定を「排除」する一方で、通貨金融法典が適用される取引に民法典が適用されることが認められたことになる。民法典は一般法である以上、本件のようなリース契約にも民法典が適用されるのは当然であり、そのことに違和感はないとしても、仮に通貨金融法典に商法典 L.442-1 条 I 第 2 号のような「著しい不均衡」概念に基づく規定があれば、民法典の適用は「排除」されたのだろうか。実際には通貨金融法典にはこのような規定がないため、通貨金融法典が適用される契約における濫用条項が民法典 1171 条の適用によって「書かれざるものとみなされる」ことには当事者保護の点から前向きに評価されてしかるべきであるが、本判決は、実は「特別法と特別法の関係」や、それらと一般法との関係、という興味深い問題を提起している⁽⁹⁴⁾。

ひるがえって、日本の消費者契約法と定型約款規制とは、どちらかが他方を排除する関係にはない、つまり、当事者は両者を選択的に主張できると理解されているが⁽⁹⁵⁾、フランス法の現在の議論は、民法と消費者法の不当条項規制に違いがありうるのかどうかという実務的な問題だけではなく、特別法が複数存在する場合のそれらの関係、さらには、その関係をふまえた一般法の役割をも問

(94) Behar-Touchais, op.cit., J.C.P., éd., G., 2022, 494, n°16 がこの点に注目している。

(95) 村松秀樹＝松尾博憲『定型約款の実務 Q&A』(商事法務, 2018 年) 106 頁。

うている。

※下森定先生には、筆者が法政大学に奉職した頃（2008年）から様々な機会に研究や教育の在り方について、厳しくも温かいお言葉を賜りました。法政大学の民法教員の一人としてきちんとした研究・教育を続けていかなければならないと身が引き締まる思いでした。筆者のような若輩にも温かく接して下さった先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

※本稿は、科学研究費（20H01439：代表者・大澤彩、および、19H00569：代表者・千葉恵美子）による研究成果の一部である。